

**平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第1回 障害者施設部会 議事録（千葉市福祉作業所）**

- 1 日時：平成22年9月28日（火）午後6時8分～午後7時55分
- 2 場所：千葉市鎌取福祉作業所 多目的室
- 3 出席者：
 - (1) 委員
西尾孝司委員（部会長）、近藤一夫委員（副部会長）、高橋和久委員、田島昇委員、
松下やえ子委員
 - (2) 事務局
生田保健福祉局次長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、大木障害企
画課長、柏原障害企画課長補佐
- 4 議題：
 - (1) 部会長及び副部会長の選任について
 - (2) 会議の公開等について
 - (3) 対象施設の概要について
 - (4) 募集条件、審査配点等に関する事項について
 - (5) 今後の審議予定について
- 5 議事の概要：
 - (1) 千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項について
8月11日に開催した第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会において決定
した会議の公開や議事録に係る規定について、部会の会議に準用し実施すること、部会の
設置、臨時委員の任期並びに選定評価委員会委員及び部会委員等決定事項について、事務局
から報告があった。
 - (2) 部会長及び副部会長の選任について
委員の互選により、西尾委員を部会長に、近藤委員を副部会長に選任した。
 - (3) 会議の公開等について
本会議における会議の公開、資料の取扱いについて事務局から説明があり、議題（4）
の募集条件、審査配点等に関する事項以外公開とした。
 - (4) 対象施設の概要について
千葉市福祉作業所（亥鼻福祉作業所、鎌取福祉作業所）の現状及び平成23年度以降の
サービス提供体制等福祉作業所の概要について事務局から説明があり、その後、鎌取福祉
作業所の視察を行った。
 - (5) 募集条件、審査配点等に関する事項について
千葉市福祉作業所についての指定管理者募集要項（案）、指定管理者管理運営基準（案）
等の募集条件及び公募に係る第2次審査の事業者選定基準（案）、採点表（案）等の審査配
点等について審査した。
 - (6) 今後の審議予定について
指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉局総務課の湯川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議ですが、九都県市首脳会議における「地球温暖化防止キャンペーン」の一環として、夏のライフスタイルの実践への取り組みといたしまして、原則ノー上着、ノーネクタイとさせていただいておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、次第、席次表、資料1～資料6及び参考資料、以上をお配りしております。

おそろいでしょうか。不足等がございましたらお知らせ願います。

また、本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開されております。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、傍聴人要領に記載されている事項をお守りいただくとともに、会議は原則公開となっておりますけれども、この後、ご審議いただく予定になっておりまして、部分的に非公開ということで決定された場合においては、傍聴人の方におかれましては、退室していただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

また、募集要項につきまして、その審議部分が非公開予定となっておりますことから、傍聴人の皆様には配付しておりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、傍聴人の方におかれましては、先にお渡しした傍聴要領を遵守して傍聴していただくようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、総数5名中、4名の方、ご出席されておりますので、条例の規定に基づきまして会議は成立しております。

それでは、初めに生田保健局次長より、ごあいさつを申し上げます。次長、よろしくお願い致します。

○生田保健福祉局次長 皆さん、こんばんは。初めまして。

本日は、お忙しい中、また、こんな遅い時間にお集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

千葉市では、平成18年度にこの指定管理者制度を導入いたしまして、各種の施設について事業者の指定を行ってまいりました。今回、その最終年度ということで新しく事業者の指定をするということになっております。

そこで、今回新たに、常設の選定評価委員会というものを設けまして財務・法務の専門家とか、あるいは学識経験者の方に加わっていただき、その親会の下に部会を設けまして、具体的に審議をしていくということで、本日、障害者の施設の関係ということで、障害者施設部会ということで、開催をさせていただくということになりました。

きょうは、新たな部会のスタートということもあり、部会長の選任等がございます。それから、募集要項のほうにつきましても、ご審議をお願いすることになっております。皆様のご見識を今回の審議のほうに生かしていただきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどをよろしくお願い致します。以上でございます。

○湯川保健福祉総務課長補佐　　続きまして、委員紹介に入らせていただきます。

本日は、障害者施設部会の初めての会議となりますことから、委員の皆様には恐縮ではございますけれども、委員名簿の順番で自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

大変申しわけないんですが、近藤委員さんのほうから順に、名簿に従って自己紹介のほうをお願い申し上げます。

(各委員 自己紹介)

○湯川保健福祉総務課長補佐　　どうもありがとうございました。

なお、事務局職員の紹介につきましては、お手元の席次表により、かえさせていただきますと存じます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、部会長が選任されるまでの間、仮議長を生田保健福祉局次長が務めさせていただきます。次長、よろしく願いいたします。

○生田保健福祉局次長　　それでは、部会長が選任されるまでの間、僭越ながら、仮議長を務めさせていただきます。それでは、議事に入らせていただきます。

ただいまから平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の第1回障害者施設部会を開会いたします。

本日、第1回目でございます。まず初めに、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項についてということで、事務局から報告をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長　　こんばんは。保健福祉総務課長の鎗田と申します。私のほうからご説明させていただきます。座って失礼します。

それでは、お手元の資料の2-1から2-4まで、私のほうからご説明させていただきます。

去る8月11日に、第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、いわゆる親会を開催したわけですが、その委員会において、会議の公開及び議事録の作成とか、部会の設置、そういうものについて決定がされておりますので、ご報告をさせていただきますと思います。

資料の2-1をごらんいただきたいと思います。この委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてです。

まず、1のところの、会議の公開の取り扱いでございますが、委員会の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、原則公開といたしますが、同じく条例の施行規則に規定する事由に該当する場合は、非公開とすることができるとされておりますことから、審議内容等にかんがみまして、公募の場合の募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開とし、このほか、(2)のところですが、会議の全部または一部を非公開とする必要がある場合における非公開の決定、それについては、会長が行うということにするものです。

次に、2の議事録の確定ですが、議事録は、事務局が作成した案に対する会長の承認により確定することといたしまして、その承認は会長の署名により行うとするものです。

ただし、案の作成に当たっては、当然に、事前に各委員の皆様にご確認をいただく予定ということで決定されております。

なお、その下の3のところですが、会議の公開や議事録に係る、今、言った1、2の規定については、本日の部会の会議、ほかにも部会がありますが、その会議へ準用するとして、この内容が親会のところで決定されておる状況です。

続きまして、資料2-2をごらんいただきたいと思います。部会の設置についてです。

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例の第11条において、委員会は必要に応じ部会を置くことができるとされております。保健福祉局として所管する施設が多いこととか、施設の特性も高齢者関係だとか、障害者関係、あと医療関係と、さまざまな分野に及んでいますことから、都合、ここの表にありますように、4つの部会を設置することとして、その所掌事務を決定いただいております。

まず、表の一番上の高齢者施設第1部会ですが、所掌事務といたしましては、ここにありますように、各区いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター及び和陽園という特別養護老人ホーム等がありますが、それに関する事項の審議に関すること。

次に、高齢者施設第2部会ですけれども、同じく所掌事務は、複合施設で千葉寺にあるハーモニープラザに関する事項の審議に関すること。

それで次に障害者施設部会、本日開催のこの部会でございます。所掌事務につきましては、千葉市の療育センターとか、大宮学園、桜木園という施設がございます。あと、本日の、この亥鼻、ここは鎌取でございますが、鎌取福祉作業所に関する事項の審議に関すること。

最後に、医療施設等部会ですけれども、ここにつきましては、所掌事務は、休日救急診療所及び千葉市の斎場がございますが、それに関する事項の審議に関することと決定されております。

なお、あわせて、2のところでありますが、この部会の議決をもって選定評価委員会の議決とすることも決定されております。

続いて、資料2-3をお願いします。臨時委員の任期というものでございますが、この任期につきましても、委員会が定めることとされておまして、資料のとおり、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は2年とし、委員の任期を超えることができないと定めたものでございます。具体的には、平成22年8月12日から常任委員の任期と同じ、平成24年8月10日までとするものでございます。

続きまして、資料の2-4をお願いします。

資料2-4、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会及び部会委員名簿というものがあると思います。この表自体は、各部会への常任委員の方5人、あと臨時委員の方6人の所属というものが、一応、会長が指名することとなっております。各部会における各委員の構成を前回お示しさせていただいて了承を得たものです。

なお、委員の互選によりまして、親会である選定評価委員会の会長さんには、本日おいでの西尾委員さん、あと、副会長には門山委員さんが、それぞれ選任されておりますので、この場をおかりしてご報告いたします。

先般の8月11日の委員会における決定事項等に関するご報告は以上でございます。

○生田保健福祉局次長 それでは、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題(1) 部会長及び副部会長の選任についてということでございます。

部会長と副部会長につきましては、条例の規定によりまして、皆様の互選ということになっております。いかがいたしましょうか。

○委員 座ったままで失礼させていただきます。僭越ですけれども、この部会長には、千葉

市保健福祉局指定管理者選定評価委員会という親会の会長をされていらっしゃる西尾委員を、それから副部長には会議等のご経験が豊富というふうにお聞きしております近藤委員をご推薦申し上げたいと思います。

○生田保健福祉局次長 今、ご推薦がございましたけれども、ほかにはご意見ございませんでしょうか。

(発言なし)

○生田保健福祉局次長 ただいまのご推薦ですけれども、部会長には西尾委員、それから副部長に近藤委員ということでございます。皆様、いかがでございますか。

(異議なし)

○生田保健福祉局次長 ありがとうございます。

それでは、今のご推薦どおり、西尾委員に部会長を、それから近藤委員に副部長をお願いしたいと存じます。

なお、任期でございますけれども、特に規定がございませんけれども、委員の任期と同様ということにさせていただきたいと思います。

それでは、ここからの進行は、部会長さんのほうにお願いしたいと思いますので、こちらのほうにお進みいただければと思います。

ここまでで、私の任は終わりにさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、西尾部会長、近藤副部長におかれましては、お席のほうへお移りください。

それでは、西尾部会長からの順に就任のごあいさつのほうをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 ただいま部会長を仰せつかりました西尾です。このような委員会の部会長という職を仰せつかりまして、大役ではございますが、皆様のご協力を得て、職責を果たしたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

○委員 ただいま、皆様のご推挙によりまして、副部長を仰せつかりました近藤でございます。皆様のご協力をいただきながら、この部会が充実したものになるよう、部会長を補佐して、努力してまいりたいと存じますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 どうもありがとうございました。それでは、西尾部会長さん、議事進行のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、議題の(2)の会議の公開等についてに入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、改めて、また私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料3をお願いします。資料3でございますが、本日の第1回障害者施設部会における会議の公開等についてでございます。

会議の公開に関する基本的な事項につきましては、先ほどご報告させていただきました8月11日の委員会において決定しておりますけれども、本日の部会における会議の公開・非公開、あと、資料の配付・不配付につきまして、取りまとめた案を提示させていただき、ご審議をお願いするものでございます。

まず、上の表の1、第1回障害者施設部会の会議の公開の取り扱いについてでございます。

表の左側から、議題名とか、会議の公開、非公開の別、あと備考として法令上の根拠等を記

載してございます。

本会議は、原則公開となりますが、ここであります議題（４）の募集条件、審査配点等に関する事項、これにつきましては、条例施行規則の規定の事由に該当することから非公開とするものでございます。

次に、下の表の２の第１回障害者施設部会の資料の取り扱いについてですけれども、これにつきましては、原則配付といたしますが、今、上記１で申し上げました非公開の議題にかかわる資料の５－１から５－６までにつきましては、同じく、条例の規定に基づきまして、その中で規定する不開示情報が含まれますことから、不配布の取り扱いとするものでございます。

会議の公開等に関する説明は、以上でございます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

○部会長 では、この会議の公開等については、事務局が提示しました案のとおりとさせていただきます。

では、議題（２）会議の公開等については、以上です。

次、議題（３）の対象施設の概要についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 障害企画課の大木でございます。

それでは、議題（３）対象施設の概要についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料４、千葉市福祉作業所の概要をごらんください。

なお、今回の資料説明におきまして、施設を利用する方の表現につきましては、施設設置管理条例に基づき、使用者に統一しておりますのでご了解いただきたいと思います。

まず、１につきましては、千葉市福祉作業所の現状ですが、障害者自立支援法が施行される前の身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による小規模通所授産施設として、雇用されることが困難な障害者を通所させ、作業、訓練などを行うことにより、その自立を促進させる施設として、まず、亥鼻福祉作業所では、身体障害者小規模通所授産施設のきぼうの家と、知的障害者小規模通所授産施設のわかばの家２施設を設置し、また、鎌取福祉作業所では、身体障害者小規模通所授産施設のつばさの家と、知的障害者小規模通所授産施設のめぶきの家の２施設を設置し、計４施設を運営しております。

なお、現在の指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団となっております。

表をごらんください。

亥鼻福祉作業所ですが、昭和５７年１１月１日に開設されました。

所在地は、中央区亥鼻２の１０の１６、構造は、鉄筋コンクリート造り、平家建て、建物面積は６０１．８９平方メートル、敷地面積は１，３４７．５５平方メートルでございます。

開館時間は、午前９時から午後５時１５分まで、休館日は、日曜、土曜、休日及び年末年始でございます。

次に、施設区分ごとに説明します。

まず、きぼうの家ですが、定員は１９人、使用者の状況として、日常生活において一部介助を要する者が半数を占めております。

主な作業内容は、藍染、型染、縫製、ネジの袋詰めを行っており、作業工賃の平成21年度実績ですが、使用者一人当たりの平均月額は、9,476円となっております。

次に、わかばの家ですが、定員は19人、使用者の状況として、自立した日常生活を営むことができる者となっております。

主な作業内容は、ハンガーの組み立て、月刊雑誌の封筒詰めを行っております。作業工賃は、8,426円となっております。

次に、鎌取福祉作業所です。今、皆さんがいらっしゃる、この会場ですが、昭和63年4月1日に開設されました。

所在地は、緑区鎌取町2810の8、構造は、鉄筋コンクリート造り、平家建て、建物面積は660.21平方メートル、敷地面積は5,300平方メートルでございます。

開館時間は、午前9時から午後5時15分まで、休館日は、日曜、土曜、休日及び年末年始でございます。

次に、施設区分ごとにご説明します。

まず、つばさの家ですが、定員は19人、使用者の状況として、日常生活において介助を要する者が半数を占めております。主な作業内容は、機織り、縫製、手芸、観葉植物のリース、無農薬野菜の栽培を行っており、作業工賃は、1万1,628円となっております。

次に、めぶきの家ですが、定員は19人、使用者の状況として、自立した日常生活を営むことができる者となっております。主な作業内容は、牛乳パックを再生した名刺、はがきの製作、無農薬野菜の栽培を行っており、作業工賃は、1万2,285円となっております。両施設の年間行事などは、添付の資料でご確認いただきたいと思います。と存じます。

次に、2、平成23年度以降のサービス提供体制です。平成23年度からは、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所に移行して、就労移行支援及び就労継続支援B型を提供するサービスを開始することとなっております。また、先ほどご説明いたしましたように、複数の事業所として運営してまいりましたが、これを一体的かつ独立したサービス提供の場、つまり使用者の利便性を考慮し、2か所の作業所で引き続きサービスを提供することといたしました。

具体的には、主たる事業所として亥鼻福祉作業所を、従たる事業所として鎌取福祉作業所を区分し、一つの事業所として一体的に管理運営するものでございます。

次の図をごらんください。平成22年度までの状況と、平成23年度以降の変更を図に示してございます。左の、真ん中の星印にございますように、障害者自立支援法の施行により、小規模通所授産施設は、平成24年3月までに、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所に移行しなければなりません。そこで、図の真ん中の矢印にございますように、福祉作業所の移行につきましては、指定管理者の更新に合わせて移行することとし、使用者の意向を踏まえ、移行先、つまりどの障害福祉サービスを提供する事業所になるかについて、現在の使用者の意向を聴取して決定することとしました。

この移行によるメリットとして、使用者の特性に応じたサービスの選択が可能となることなど、これまでより、きめ細やかなサービス提供が可能となります。

なお、この移行に係る条例改正議案については、平成22年第1回定例会に上程いたしました。平成23年度以降は、障害福祉サービス事業所として設置することが可決されております。

右の図をごらんください。

主たる事業所である亥鼻福祉作業所では、就労移行支援を定員6人で、就労継続支援B型を

定員30人で実施し、従たる事業所である鎌取福祉作業所では、就労継続支援B型を定員30人で実施するものでございます。

二つの事業所を一体的に管理運営することにより、サービスの均質化と弾力的な人員配置が行えることが利点となります。

なお、就労移行支援とは、一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、2年以内ですが、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行い、一般就労についていただくサービスとなります。また、就労継続支援B型とは、一般企業等での就労が困難な者に就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うもので、これまで提供してきた授産施設でのサービスと類似するものでございます。

説明は、以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。

次に、事務局のほうで、施設の視察を用意しておりますので、これから施設内をごらんいただきたいと思っております。

なお、ご質問などありましたら、視察をしながら、担当の職員にお聞きいただくか、視察の後にでも、質問する場を設けますので、よろしく願いいたします。

また、傍聴人の皆様でありますので、この後、大体20分ぐらい視察を行います。視察後、またこの部屋に戻ってまいります。この場でお待ちいただくか、視察を傍聴されるという場合には、事務局の指示に従ってご同行ください。それでは、事務局の方、対応をお願いいたします。

(視 察)

○部会長 お疲れさまでございました。

施設に関しまして、何か委員の皆様からご質問があればと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 かなり大空間になっていますけど、耐震基準というのは大丈夫なのですか。

○大木障害企画課長 耐震基準はクリアいたしております。それから、改修的な部分として考えているのは、エアコンを含めた空調設備がそろそろ限界が来ているかなというところもございまして、こういった空調設備について、今後改修工事を行っていきたいというふうに考えております。

○委員 関連してですけど、こちらの建物は昭和63年ですから、1988年なので、耐震基準が改正された後だと思うのですが、亥鼻のほうは82年で、ここが耐震基準が変わった年度かと思うのですね。耐震基準が82年に古い耐震基準が変わっている年度ではないかなと思うのですが。

○大木障害企画課長 一応、ぎりぎり新基準という形で、クリアしています。

○委員 クリアしている、新しい耐震基準。そうですね、その前の建物はだいぶ弱いみたいですから、今の基準値から見たら。

○大木障害企画課長 そうですね、56年度ぐらいまでの耐震基準ですと非常に怖いという話は聞いています。

○委員 新しい基準で両方ともなっているということですね。

○大木障害企画課長 はい。

○部会長 はい、ありがとうございました。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(発言なし)

○部会長 では、以上で、議題（３）対象施設の概要については終了とさせていただきます。

続きまして、議題（４）募集条件、審査配点等に関する事項についてに移りたいと思いますが、本議題に関しましては、先ほどお諮りしたとおり、情報公開条例施行規則第１２条第１項第２号で規定する事由のために、議題（４）の募集条件、審査配点等に関する事項については、非公開ということになりますので、傍聴人の方々にはご退席をお願いしたいと思います。議題（５）の今後の審議予定については、再度、傍聴していただくことができますので、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

（傍聴人 退室）

○部会長 それでは、審議に入ります前に、資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 本議題に係る資料の取り扱いでございますが、お手元の資料５－１から５－６までの資料、要項から協定書、基本協定書までです。その資料につきましては、先程も公開・非公開のところで申し上げましたように、この資料につきましては、不開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収ということで取り扱いさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

なお、資料への書き込みは一向に差し支えございませんので、その辺はよろしく願います。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

当該資料は、部会後に回収ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、資料の内容について説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 それでは、議題（４）募集条件、審査配点等に関する事項についてをご説明いたします。

なお、説明に当たっては、資料５－１、千葉市福祉作業所指定管理者募集要項（案）から、資料５－８、指定管理者運営状況確認表までの資料を使ってご説明いたします。

千葉市福祉作業所は公募でございますので、応募に当たって公表すべき資料として、募集要項、管理運営の基準、様式集がございます。また、募集要項等で示した条件により、申請者が資料を提出いたしますので、委員の皆様には審査していただくための資料が選定基準と採点表となります。募集要項は、施設の概要、業務の範囲、リスク分担等といった大まかな募集の内容を示したもので、１２項目で構成されております。

管理運営の基準は、業務の詳細を示したものであり、業務委託契約でいえば、仕様書に相当するものでございます。

なお、各申請者は、この管理運営の基準に沿って、管理経費を積算することになります。様式集は、指定申請書、提案書のほか、質問書などで構成されております。

それでは、まず、募集要項について、ご説明いたします。資料５－１、千葉市福祉作業所指定管理者募集要項（案）の表紙をめくっていただきまして、１ページの目次をごらんください。

１、指定管理者募集の趣旨から、１２、その他まで、先ほど申し上げたとおり、１２項目で構成されております。

なお、この要項は、指定管理者制度を所管しております行政改革推進課が、標準的なひな形として示しているものに福祉作業所の特性等を加味して作成しているものです。

各項目のポイントについて、ご説明いたします。

2 ページ、1、指定管理者募集の趣旨でございます。

本市では、千葉市亥鼻福祉作業所及び千葉市鎌取福祉作業所の管理に指定管理者制度を導入しており、指定管理者の指定に当たっては、広く事業者を公募し、管理について創意工夫のある提案を募集するものです。

なお、千葉市亥鼻福祉作業所及び千葉市鎌取福祉作業所は、現在、障害者自立支援法附則の規定に基づき、身体障害者小規模通所授産施設及び知的障害者小規模通所授産施設として設置されていますが、平成23年4月1日より同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業所として設置し、二つの福祉作業所を一体的に運営することといたします。このため、今回の募集に当たっては、この二つの福祉作業所を一体的に管理する事業者を募集するものでございます。

3 ページ、2、募集要項等の定義です。先程、応募に当たって公表すべき資料として説明いたしました募集要項、管理運営の基準、様式集を募集要項等と定義するものでございます。

次に、3、公募の概要です。

(1) 管理運営対象施設は、千葉市亥鼻福祉作業所及び千葉市鎌取福祉作業所とする旨を規定しております。

(2) 指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしました。

(3) 業務の内容ですが、指定期間内の本施設の管理運営業務とするとともに、詳細は管理運営の基準によることとしております。

(4) 選定の手準ですが、募集要項等の発表・配付から、指定管理者の指定・協定の締結まで、スケジュールを明らかにするとともに、第1順位から第3順位までの法人を選定する旨を規定しております。

4 ページをお願いします。4、管理運営対象施設の概要です。

(1) 設置目的ですが、本施設は、平成23年4月1日より、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業所として設置され、同法第5条第14項に規定する就労移行支援及び同法第5条第15項に規定する就労継続支援のB型を事業として実施する旨を規定しております。

(2) 本施設の特徴ですが、千葉市亥鼻福祉作業所を主たる事業所として位置づけ、就労移行支援を定員6人、就労継続支援B型を定員30人で実施すること、また、千葉市鎌取福祉作業所を従たる事業所と位置づけ、就労継続支援B型を定員30人で実施することを規定しております。

5 ページをごらんください。(3) 本施設の概要です。

所在地、施設規模は、表のとおりでございまして、先程の施設の概要のうち、施設規模の設備について、より詳細に示したものでございます。

なお、参考といたしまして、16 ページで施設の位置を、17 ページで亥鼻福祉作業所の平面図を、18 ページの最終ページで鎌取福祉作業所の平面図を示してございます。

5 ページにお戻りいただきまして、開館時間は、午前9時から午後5時15分まで、また、休館日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始といたしました。

次に、5、指定管理者が行う業務の範囲です。

(1) 事業実施業務ですが、アとして、千葉県福祉作業所設置管理条例の第3条に規定された障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること、同法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち、就労継続支援B型に関すること、身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置に係る者に関すること、知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置に係る者に関することの業務、イとして、使用の承認に関する業務、ウとして、使用の制限等に関する業務、エとして、その他の業務を実施する旨を規定しております。

(2) 維持管理業務ですが、ア、施設保守業務から、ケ、その他の業務までの9業務としております。

なお、キ、修繕業務では、指定管理者は100万円以下の修繕を行う旨も規定しております。

6ページをごらんください。

(3) 経営管理業務ですが、ア、事業計画書の作成業務から、カ、その他の業務までの6業務としております。

次に、6、市の施策等との関係です。指定管理者は、公の施設に関する業務を、市にかわって行うことから、市の持つ施策については、市と同様に行うことが求められることから、次の8項目について列記しております。

(1) 施策理解、(2) 市内産業の振興、(3) 市内雇用への配慮、(4) 現在の施設職員の継続雇用への配慮、(5) 障害者雇用の確保、

7ページ、(6) 男女共同参画社会の推進、(7) 環境への配慮、(8) 災害時の対応について記載しております。

次に、7、指定管理者の公募手続です。

選定の手順は、3ページに示しておりますが、ここでは各項目の詳細な内容、特に締め切り日について明確にしております。

なお、8ページの(5)選定評価委員会によるヒアリングについてですが、申請者の出席は5人以内で、法人の代表者及び当該法人の職員に限るものとし、ヒアリング時間は30分以内を予定しております。

9ページ、イ、選定評価委員会では、障害者施設部会で指定管理予定候補者の選定を行う旨を規定しております。

(6) 選定結果の通知として、選定結果は、選定行為終了後、応募者全員に対して、速やかに文書で通知するとともに、応募者名、選定経過及び選定結果は、市ホームページにより公表する旨を規定しております。

(7) 仮協定の締結として、第1順位の法人と細目協議を行うこととしておりますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の法人と順次協議を行う旨を規定しております。

(8) 指定議案の上程、指定管理者の指定、協定書の締結ですが、市議会が議決しなかった場合、または否決した場合においても応募者が千葉県福祉作業所指定管理業務を実施するために支出した準備行為を含む費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しない旨を規定しております。

次に、8、応募に関する事項です。

(1) 応募者の形態ですが、本施設の管理を円滑に行うことができる法人であって、身体障害者、または知的障害者に係る障害者関連施設等の運営の実績があるものとしております。

(2) 重複提案の禁止ですが、1 法人、1 応募とし、複数の応募はできません。

10 ページ、(3) 応募書類ですが、ア、指定申請書を1部、添付資料として、様式集で示した資料も添付するものとし、イとして、提案書20部の提出を求める旨を規定しております。

なお、ウ、ヒアリング資料については、提案書をもとにヒアリングを行うことから、新たな資料作成等は原則不要である旨を規定しております。

(4) 留意事項ですが、ア、接触の禁止、

次に、11 ページ、イ、応募の取り下げ、ウ、提案内容変更の禁止、エ、虚偽の記載をした場合の無効、オ、応募書類の取り扱い、カ、費用負担となっております。

特に、応募書類の取り扱いでは、(ア)において、市は応募書類の内容を無償で使用できること、(イ)、(ウ)において、応募書類等は、市が支障があると判断した場合、または支障がある事項以外は公表されるものとし、(エ)において、利害関係情報の公表に同意しない応募者には、全面公表が可能な応募書類の概要書の提出を別途求めることとし、積極的に公表していく旨を規定しております。

(5) 保険ですが、市が加入している保険を明確にするとともに、指定管理者側が、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入する旨を規定しております。

12 ページ、(6) その他ですが、この要項で定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはなく、応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行うとともに、市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じております。

次に、9、経理に関する事項ですが、(1) 指定管理者の収入、(2) 管理運営経費、(3) 指定管理委託料の支払い、(4) 口座の管理をそれぞれ規定しております。

なお、(1) 指定管理者の収入は、市からの指定管理委託料であり、使用料はすべて市の歳入となること、また、(4) 口座の管理において、委託料及びその他の収入は施設ごとに別の口座で管理し、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理するよう規定しております。

次に、10、審査選定です。(1) 第1次審査として、アからカの6項目に関する欠格事由に該当しないかどうか、事務局で審査いたします。

13 ページ、(2) 第2次審査ですが、この障害者施設部会において、提出された提案内容について、採点項目により点数化し、その総合得点を基礎とし、審査選定を行うこととしております。表の左枠に記載してありますように、指定の基準として、「市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、その他市長が定める基準」、「施設の効用の発揮、施設管理能力」、「管理経費の縮減」の三つとし、次の列にございますように、それぞれに詳細な審査項目を設けました。

また、右端の列にございますように、配点割合としましては、70点、90点、70点とし、合計230点といたしました。

この配点割合の設定につきましては、使用者へのサービスの提供体制の確保を重視し、使用者に直接かかわる審査項目を評価する配点割合とし、サービス提供体制にかかわる施設の効用の発揮が4割を占めるものとしたしました。

なお、表の下、注意書きにございますように、総合得点が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠落がある場合には、第1順位にはなりません。

14 ページ、11、関係法規ですが、業務を遂行する上で、遵守しなければならない法令を列記しております。

次に、12、その他ですが、(1)業務の継続が困難となった場合の措置、(2)協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置、15ページ、(3)リスク分担に対する方針を、それぞれ規定しております。

最後に、参考といたしまして、16ページで施設の位置を、17ページで亥鼻福祉作業所の平面図を、18ページで鎌取福祉作業所の平面図を示してございます。募集要項の説明は、以上でございます。

続きまして、管理運営の基準について、ご説明いたします。今回の募集に当たり、応募者の提案様式等の作成に当たり、必要となる基礎的な条件が記載されているものが、この管理運営の基準であり、この基準をもとに申請者が提案した内容を選定基準により、審査することになります。

それでは、お手元の資料5-2、千葉県福祉作業所の指定管理に係る管理運営の基準(案)をごらんください。

本福祉作業所の管理運営の基準は、1、趣旨から、11、その他まで、11項目で構成されております。

なお、1、趣旨から、5、使用の条件までは、先程ご説明いたしました募集要項とほぼ同様ですので、説明を割愛させていただき、2ページ、6、事業実施から、主な内容について説明させていただきます。

では、6、事業実施についてご説明いたします。

(1)の事業実施の基本方針ですが、指定管理者が従う七つの基本方針として、ア、公正な使用の確保、3ページ、イ、障害者団体等との連携、ウ、使用者及びその家族の意見・要望の反映、エ、事故等における危機管理対応、オ、個人情報保護、カ、主たる事業所と従たる事業所間の連携、キ、経費の節減を規定しております。

(2)実施事業ですが、就労移行支援及び就労継続支援B型の事業を実施するものとし、一般企業等での就労を希望する人に対しては、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこととしております。また、一般企業等での就労が困難な人に対しては、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこととしております。さらに、事業の実施に当たり、求められる水準を、具体的に9項目を規定しております。

ア、内容及び手続の説明及び同意ですが、事前に使用者に対し説明すべき事項と使用者からの同意を得ることを求めています。

イ、支援計画の作成ですが、使用者本位の適切な支援内容の検討に基づいた支援計画を作成することを求めています。

ウ、生産活動ですが、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等の把握に努めるほか、使用者の心身の状況や意向のみならず、適性、障害の特性、能力等を考慮して生産活動の場の提供をすることを求めています。

エ、工賃の支払いですが、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として、毎月分を翌月に支払うとともに、工賃の向上に努めることを求めています。

オ、訓練ですが、身体機能の維持等の訓練のほか、地域において自立した日常生活、または社会生活を営めるよう使用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練を行うことを求

めております。

カ、実習ですが、関係機関と連携のうえ、使用者の意向及び適性に応じた実習の受け入れ先の確保に努めることを求めています。

キ、求職活動の支援ですが、関係機関と連携のうえ、使用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めることを求めています。

ク、職場定着のための支援ですが、使用者が就職した日から6か月以上、関係機関と連携の上、職業生活における相談等の支援の継続に努めることを求めています。

ケ、健康管理ですが、使用者の健康状態を把握し、定期健康診断等を実施することを求めています。

次に、4ページ、(3)安全管理ですが、ここでは非常災害対策、危機管理マニュアルの作成、事故報告について規定しております。

(4)衛生管理等ですが、アでは日常の衛生管理について、イでは感染症等の発生時など非常時の衛生管理について規定しております。

(5)相談及び援助ですが、使用者のみならず、その家族に対し、適切に相談に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行う旨を規定しております。

(6)地域社会との連携及びボランティアの受け入れですが、地域住民が安心して生活できるよう施設の管理運営を行うものとし、地域との交流に努めること、また、地域住民の理解を得るため、施設の広報活動に努めること、さらに、苦情や要望への対応、ボランティアの受け入れについて、実施するよう規定しております。

(7)実習生の受け入れですが、学校等からの実習生の受け入れについて、実施するよう規定しております。

(8)苦情解決ですが、苦情解決責任者等の選任、苦情の受付、苦情受付の報告、苦情解決に向けての話し合いについて講じることを規定しております。

5ページ、(9)使用者からの意見の聴取ですが、使用者及びその家族を対象として、施設の管理運営についての意見や要望を把握するため、意見の聴取を行い、可能な限り、施設の管理運営に反映させることを規定しております。

なお、聴取した意見については、市に報告を行うことも規定しております。

(10)秘密の保持ですが、正当な理由がなく、施設の管理運営に伴い、知り得た使用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることを規定しております。

(11)身体拘束等の禁止ですが、使用者、または他の使用者の生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他使用者の行動を制限する行為を行わないことを規定しております。

(12)虐待等の禁止ですが、使用者が人権侵害や虐待を受けることがないように必要な措置を講じることを規定しております。

(13)施設の使用促進ですが、施設の使用を希望する者が、必要な情報を容易に得られ、適切かつ円滑に施設を使用することができるよう、施設及びその支援内容に関する広報等を行い、施設の使用促進に努めることを規定しております。

(14)制度改正等への対応ですが、関係法令の規定を遵守する旨を確認するとともに、国の制度改正等により、市から施設の管理運営に関する見直し、または要望があった場合は、可能な限り対応に努めることを規定しております。

なお、指定管理者から市へ事業の提案がなされ、その対応に伴う費用負担が発生した場合は、市と指定管理者が協議して決定することを規定しております。

次に、7、維持管理です。

(1) 維持管理の基本方針ですが、指定管理者が従う五つの基本方針として、ア、関係法令の遵守、イ、機能及び性能等の保持、ウ、効果的かつ効率的な維持管理、エ、安全、快適、衛生的な施設環境の保持、オ、環境負荷の抑制、省資源及び省エネルギーの徹底を規定しております。

6 ページ、(2) 維持管理業務ですが、ア、施設保守業務、イ、施設設備保守管理業務、ウ、警備業務、7 ページ、エ、清掃業務、8 ページ、オ、植栽等維持管理業務、カ、備品等保守管理業務、キ、修繕業務、ク、駐車場管理業務、ケ、電話契約について、それぞれ業務内容、業務対象範囲、要求水準を定め、9 ページ、コ、その他では、これ以外の施設の維持管理に必要な業務の実施を規定しています。

(3) 実施体制ですが、指定管理者は維持管理業務の責任を負うものであり、必要な知識及び技能を有する者、また、法令により維持管理業務を行う者の資格が定められている場合は、有資格者により、維持管理業務を行うことを規定しております。

なお、指定管理者は維持管理業務の一部、または全部を、あらかじめ市の承認を得て第三者に委託することができる旨も、あわせて規定しております。

(4) 指定期間終了時の状態ですが、指定期間の終了時において、施設が現状の状態を維持し、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるようにすることを規定しております。

なお、指定管理者が指定管理委託料により整備した備品も同様に扱う旨も、あわせて規定しております。

8、管理運営体制です。

まず、(1) 職員配置の基準ですが、ごらんの表の、就労移行支援及び就労継続支援B型の職種ごとの員数、また、アからキまでに掲げる基準を、最低基準として、この最低基準以上の職員を配置することを規定しております。

10 ページをごらんください。(2) 職員の勤務条件等から (3) 職員研修等の実施、(4) 受動喫煙の防止、(5) 個人情報の保護及び情報公開、(6) 規程の整備、(7) 事業計画書等の作成、(8) 事業報告書等の作成、(9) 保険等、11 ページ、(10) 災害時の対応、(11) 関係機関との連絡調整等、(12) 指定期間終了時の引継業務まで本施設の管理運営体制を整えるに当たり、必要な条件を規定しております。

次に、9、関係法令の遵守等ですが、ここで改めて、関係法令等に従うこと、本市の全市的な方針、施策がある場合は、これを尊重した管理運営を行うことを規定しております。

次に、10、行政財産の目的外使用許可ですが、本施設における行政財産目的外使用の許可を行った案件について、表で示しております。

最後に、11、その他ですが、施設の管理運営について疑義が生じた場合は、市と協議を行い、決定することを規定しております。

なお、次の12ページでは、事故報告書の様式を示しております。管理運営の基準の説明は、以上でございます。

続きまして、様式集についてご説明いたします。

資料5-3、様式集(案) 千葉市福祉作業所指定管理者指定申請書類をごらんください。

表紙をごらんください。

1、指定申請書関係として12項目、そのうち、本市が示した様式により作成するものは8種類、その他、直近1年分の貸借対照表などは写しで可とし、完納証明書や印鑑証明書は原本の提出といたしております。

なお、各証明書類は、指定申請書提出日から3か月以内に発行されたものを使用することとしております。

2、提案書関係ですけれども、提案書の様式第1号から第30号まで提出することとしております。

3、その他としまして、説明会参加申込書など、該当する場合に、本市に提出する様式を定めております。

次に、提案様式についてご説明いたします。

先ほど募集要項の説明で、第2次審査について触れましたが、その採点項目に連動したものが、提案様式となります。

なお、この提案様式も、募集要項と同様に、指定管理者制度を所管しています行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに福祉作業所の特性等を加味して作成したものでございます。

15ページをお開きください。

提案様式第1号、(1)市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理として、公の施設・指定管理者制度の理解について、応募者が記入する様式でございます。

この様式では、本施設の管理運営に限定せず、指定管理者制度を用いた公の施設の管理運営のあり方、公、民の関係の構築についてどう考えるか、また、どのように地域活性化に寄与することとなると考えるかを、A4版2枚以内で具体的に提案させるものでございます。

次に、16ページ、本施設の管理運営の基本的考え方です。この様式では、障害者に対する就労移行支援、就労継続支援の事業を推進するに当たっての市と指定管理者の関係について、この事業を公の施設として、どのように推進していくことが要求されていると考えているのかを提案させるものでございます。

次に、17ページ、障害者関連施設等の運営実績です。この様式では、公の施設、福祉作業所と同種の施設、それ以外の障害者関連施設等の管理運営の実績について記載させるものです。

次に、18ページ、個人情報の保護、情報提供及び公開です。この様式では、個人情報の保護について尋ねる一方、使用者及びその保護者並びに関係機関等を含む市民等に対する情報提供、情報公開に関する考え方や取り組みを提案させるものです。

次に、19ページ、行政手続、社会福祉法等の取り扱いです。この様式では、行政手続に関する考え方や具体的な取り組み、施設使用の公平性、特に障害の内容、程度による差別等を排した使用承認の考え方を、さらに関連法に関する考え方等を提案させるものでございます。

次に、20ページ、現使用者に対する支援継続、使用者の障害種別割合等です。この様式では、現使用者に対する障害福祉サービス事業所への移行後の継続支援や福祉作業所別、サービスの種類別の使用者の障害種別割合の考え方や具体的な取り組みについて提案させるものです。

次に、21ページ、モニタリングの考え方です。この様式では、使用者等の評価の収集方法、対応策、相談対応、苦情等の未然防止、苦情等への対処方法を提案させるものです。

次に、22ページ、リスク管理の考え方です。この様式では、事故、災害時、需要変動等の

リスク、法制度の動向のリスクについて提案させるものです。

次に、23ページ、市内産業の振興です。この様式では、本施設の管理運営を通じた市内産業の活性化への寄与、市内業者の登用等について提案させるものです。

次に、24ページ、市内雇用、継続雇用への配慮、障害者雇用の確保です。この様式では、市内雇用の確保策、現に従事している職員の継続雇用の考え方、応募者自身の障害者雇用の方策について提案させるものです。

次に、25ページ、業務移行体制の整備です。この様式では、管理運營業務を実施する準備段階として、応募者が実施する組織体制、問い合わせの窓口、職員の確保及び研修に係る計画、業務引継計画、関係機関との連絡調整について提案させるものです。

次の、26ページからは、(2)施設の効用の発揮、施設管理能力になります。

まず、施設の使用条件です。この様式では、開館時間や休館日の取り扱い等の使用条件について、福祉作業所別に、提案させるものです。

次に、27ページ、使用者支援計画の考え方です。この様式では、施設使用者の支援計画の作成に関する考え方や作成体制等を、サービスの種類別に提案させるものです。

次に、28ページ、使用促進の基本方針です。この様式では、使用促進のための具体的な方策について提案させるものです。

次に、29ページ、事業実施の手法です。この様式では、本施設で提供する就労移行支援事業、就労継続支援事業の実施手法とともに、各福祉作業所間の相互支援、連携体制を提案させるものです。

次に、30ページ、工賃向上の方策です。この様式では、使用者に支払う工賃の向上策について提案させるものです。

次に、31ページ、衛生管理、感染症対策、虐待等の防止策です。この様式では、衛生管理体制、感染症対策とともに、虐待等の防止策について提案させるものです。

次に、32ページ、職員の管理運営能力の向上策です。この様式では、担当職員の業務水準を維持、向上させる方策を提案させるものです。

次に、33ページ、管理運營業務の実施体制です。この様式では、人員配置、責任の所在、緊急時の連絡体制等の実施体制、福祉作業所別の組織図、全職員の雇用形態等、福祉作業所別の1日当たりの人員配置等について提案させるものです。

次に、34ページ、管理運営に当たって必要となる専門性です。この様式では、管理者、サービス管理責任者、就労支援員、職業指導員、生活支援員の資格、経歴、人数等のほか、電気、設備、消防、環境衛生、防災等に関して有資格者を配置する場合の資格名、人数等について提案させるものです。

次に、35ページ、建築物の保守管理計画です。この様式では、建築物の保守管理に関する点検方法等について提案させるものです。

次に、36ページ、清掃管理計画です。この様式では、清掃管理の内容や方法、確認方法等について提案させるものです。

次に、37ページ、設備、備品の管理計画です。この様式では、設備や備品の管理方法等について提案させるものです。

次に、38ページ、駐車場の管理計画です。この様式では、休館日も含む駐車場の管理方法について、福祉作業所別に提案させるものです。

次に、39ページ、警備計画です。この様式では、警備業務の考え方、内容等について提案させるものです。

次に、40ページ、緊急時の対応です。この様式では、事故防止、事故発生時及び災害発生時の対応、連絡体制について提案させるものです。

次に、41ページ、事業の適正な再委託です。この様式では、再委託する事業について手法や方策を提案させるものです。

次の42ページからは、(3)管理経費の縮減になります。まず、支出見積もりの妥当性です。この様式では、管理運営経費の見積もり条件、根拠等について提案させるものです。

次に、43ページ、収支予算書、総括表です。この様式では、指定管理期間の5年間の収入と支出を提案させるものです。

次に、44ページ、収支予算書、管理運営業務の収支内訳書です。この様式では、指定管理期間の5年間分について、より詳細な支出の内訳を提案させるものです。

このほか、指定申請書関係や説明会参加申込書などの、その他の書類につきましても、配付のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。様式集の説明は以上でございます。

続きまして、千葉県福祉作業所の公募に係る第2次審査の事業者選定基準についてご説明いたします。

資料5-4、千葉県福祉作業所の公募に係る第2次審査の事業者選定基準(案)、A3版、横の資料をごらんください。

まず、表の構成ですが、左側の列から、指定の基準、審査項目・評価の視点、配点となっております。真ん中の列、審査項目・評価の視点ですが、先程提案様式でご説明いたしましたとおり、上から①、②と並んでおり、その項目の下に、提案内容への評価の視点が、記載されておりますので、再度の説明は省略させていただきます。

配点についてですが、一つの審査項目につき、基本的に5点を配点し、本市として重要と考える6項目については10点、さらに重要と考える1項目については15点、また、管理経費の縮減のうち、1項目については20点、最重要項目である管理経費の低廉化については50点とし、合計で230点満点といたしました。

配点で重視した項目ですが、指定管理者制度は制度導入から既に、おおむね5年になること、民間事業者において、同制度に基づく管理の業務が認識され、公の施設管理が当然の業務として浸透してきていることから、今回の更新時には、施設の本来の効用をより発揮し、利用者へのサービス向上を一層促進する項目について、10点、15点といった高い配点としたものです。

評価の方法ですが、配点欄をごらんください。

4段階の絶対評価で、可を普通として、配点の0.5倍、優れていれば良で配点の0.7倍、非常に優れていれば優で配点どおり、逆に劣っていれば不可として0点となります。

事業者選定基準の説明は、以上でございます。

続きまして、千葉県福祉作業所採点表についてご説明いたします。

資料5-5、千葉県福祉作業所採点表(案)をごらんください。先程ご説明しました事業者選定基準に沿って、採点結果を記入していただく表でございます。

採点結果を集計いたしまして、第1順位の法人等を決定するわけですが、採点表は公表の対

象となっております。

続きまして、資料5-6、千葉市福祉作業所の管理に関する基本協定書（案）については、指定管理者制度を所管しております行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、福祉作業所の特性等を加味して作成したものでございます。

最後に、資料5-7、指定管理者評価シート及び資料5-8、指定管理者運営状況確認表については、現在の施設の管理状況についての参考資料として、平成18年度から平成21年度までの、各4年分を配付させていただいております。

説明は、以上でございます。

○部会長　　ただいま説明いただきましたが、ご質問、ご意見等あれば、ぜひお願いいたします。

○委員　　先程、この資料は一般的に使われているモデルがあって、それを今回のものに特性を踏まえて、応用して使っていくということだったのですが、この資料5-3ですけれども、申請書類関係、これも一般的に求めているものということと理解してよろしいでしょうか。

○大木障害企画課長　　そうでございます。

○委員　　本件ですと、特に指定管理者として、期間が複数年ありますので、事業はわかりませんが、何よりも、まず経営基盤がしっかりしているところが大前提なのかなと私は思うんですが、そう見た場合に、それですと貸借対照表、損益計算書等は直近1年分がいいということなのですが、普通だったら2年分とか、多ければ3年分見たりということは、余り考えなくてもよろしいのでしょうか。その点が、ちょっと気になって、申し上げたんですけれども。

○大木障害企画課長　　大変端的な答えで申しわけないのですが、一応これがひな形のとおりでございます。特に、過去の実績というか、そういったものではなく、直近1年間の経営基盤がきちっとしているかどうか、そういったものを見させていただくというところで、そこに重点を置いているような状況とは聞いております。

○委員　　ありがとうございます。

○委員　　同じく、私のほうから、同じ資料の5-3の5のところですが、この定款、寄附行為、規約というその他これらに類するということなのですが、この中には就業規則とか、給与規定も含まれると考えてよろしいですか。それらは要求しないと考えたほうがいいですか。

○大木障害企画課長　　それは含まれております。

○委員　　含まれているということですね。

○大木障害企画課長　　はい。

○部会長　　ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○委員　　あと、5-4の資料のところ、優、良、可、不可という判定なんですけど、判定をするのに、どこを基準に考えるか、特段、問題がなければ可なのか、それとも、特段の問題がなければ、良なのか、その辺について、事務局としてどういうイメージをお持ちなのかということ。

○大木障害企画課長　　今回の福祉作業所につきましては、募集条件の中に身体障害者の関係施設、あるいは知的障害者の関係施設が応募するような形で限定をしております。そういった形から、余り今回の、資料の水準に達しないような施設は来ないだろうというふうな考えではございます。

ただし、少なからず皆さんに判断していただくという形になりますので、このまま見ていただくというわけにはいきませんので、この審査選定基準に従いまして、項目別で評価方法を事務局のほうでつくらせていただいたような形です。ですから、可はこんな感じの状況ですよとか、あるいは良はこういう感じですよということがないと、なかなかこの項目を見て難しいのかなと思いますので、その点については、きちんと示させていただきたいと思います。

○**部会長** 委員の中で、非常に、評価基準が違っていると、またそれも困ってしまいますので。

○**大木障害企画課長** そうですね、はい。

○**部会長** まずいかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

いかがでしょう。膨大なもので、ちょっと頭の中が整理しきれないところでございますが。

○**委員** 若干、前のお話になって恐縮なんですけれども、現状、この平成22年度までの障害者の人数の枠、平成23年度以降は10名減ということのようなんですけれども、これについては、現状で使用されていらっしゃる方、10名分、お断りされるということになるのですか。

○**大木障害企画課長** 現在、定員としては、亥鼻、鎌取、各々身体、知的の小規模通所授産施設で19名定員になっています。定員とまた登録している人数、実際違っており、定員どおり、いわゆる満室ではないという状況でございます。過去5年の使用実績を見ますと、亥鼻福祉作業所については30人、これは両施設、身体、知的を合わせて、本来であれば19人、19人ですから、38人なのなんですけれども、5年間の使用実績を見ますと、30人、これが平均でございます。鎌取福祉作業所につきましては、5年間の使用実績が26人です。ですから、今回の新体系に移行したとしても、亥鼻福祉作業所は6人の就労移行、それと30人のB型、あわせて36名になりますし、また、鎌取福祉作業所につきましては、30人のB型になりますので、現在の利用者につきましては、少なくとも本人が利用を希望すれば、すべて利用ができるという状況になっております。

○**委員** 資料の5-2の9ページ、よろしいでしょうか。管理運営体制という8のところなのですが、ここに職員配置の基準が示されていますが、これは、自立支援法の最低基準、ちょっと私、その数字が記憶にないのですが、職員数というのは、最低基準で示されているということか、それともそれを超えた基準で市が要求、要望しているということなのでしょうか。

○**大木障害企画課長** もちろん、障害者自立支援法に基づく配置基準、いわゆる職種にはなっております。現在の定員、これが新しい新体系移行の定員に合わせた職員数という形です。

○**委員** 自立支援法におそらく施行細則か何かで、そこに人員の最低基準が厚生労働省で示されているものですか。

○**大木障害企画課長** そうですね。ですから、新体系に移行したときに、亥鼻で就労移行が6人、就労継続B型が30人、鎌取で就労継続B型が30人という、この定員に合わせた形で職員配置も行っているという状況でございます。

○**委員** 市として上乘せということではなくて、おそらく施行細則か何かにあるものを準用しているというふうに理解していいのかな。

○**大木障害企画課長** 最低基準としては、この基準という形になっております。

○**委員** これ以上ということですので。

○**大木障害企画課長** そうですね。ですから、市とすれば、これ以上の人員配置を要望した

いと。特に、身体の方なんかについては、やはり重い方もいますので、そういった方を安全な形でサービス提供をしていただくためには、より多くの職員の必要があるかなというふうには考えております。

○委員 先ほど見た感じでは、大分、人がいないとうまく活動できない方が大分含まれているのかなという印象を受けました。

○大木障害企画課長 状況としては、作業に取り組んでおりますので、身体の方なんかですとトイレなんかについては、一部介助が必要なのかと思いますけれども、それ以外、食事等とかについてはご自分で食べているというふうに聞いております。

○委員 私みたいな福祉現場の人間ですと、職員体制が利用者を選定する基準になりかねないという危惧を持ちます。この職員数だから、この利用者を受けられない、使用者を受けられないとかという判断が動くようだと困るなということで確認させていただきました。

○部会長 ほかに、いかがでしょうか。募集要項等については、以上でよろしいですか。
(「はい」と呼ぶものあり)

○部会長 ほかにご意見がなければ、以上で終わりますが、今後、事務局におかれましては、募集要項、審査の配点等に関して、今回の議論を募集要項等に反映させていただきよう、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、議題(5)今後の審議予定についてですが、以後の審議については公開となりますので、傍聴の方がいらっしゃれば、入室をさせていただきます。

お帰りですか。

○鎗田保健福祉総務課長 はい、お帰りになりました。

○西尾部会長 それでは、事務局よりご説明をお願いします。

○大木障害企画課長 それでは、議題(5)今後の審議予定について、お手元の資料6、今後の審議予定をごらんください。

第1回選定評価委員会ですが、8月11日に開催された全体会を示しております。次に、第1回障害者施設部会、9月28日ですが、本日の会議を示しております。本日以降のスケジュールですが、先程の募集要項の検討の中で示させていただいたものと同じものでございます。

まず、募集開始ですが、10月15日金曜日からとし、募集要項等の配付、施設見学、質問の受付及び回答を行います。

次に、指定申請書の提出についてですが、11月12日金曜日から11月19日金曜日までの1週間といたします。提出を受けました指定申請書の第1次審査につきましては、事務局で行いまして、その結果を12月上旬に各応募者に送付する予定でございます。

なお、ここには記載してございませんが、第2回の障害者施設部会を11月12日金曜日、午後6時から予定しております。会場等につきましては、また追ってご連絡させていただきます。この第2回の部会においては、市立障害者施設の非公募の施設について、事業者から提出された事業計画書等に対するご意見をいただく予定となっております。

次に、第3回の障害者施設部会でございますが、12月下旬に予定させていただきます。この第3回の部会において、提案書説明、ヒアリング、採点、第1候補者の選定を行います。第1次候補者の決定後のスケジュールといたしまして、仮協定締結を平成23年1月中旬に、指定議案の提出を2月に、市議会での議決後の3月に基本協定の締結を予定しております。

説明は、以上でございます。

○部会長　ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。
よろしいですか。

(発言なし)

○部会長　特にご発言がなければ、以上で今後の審議予定についてを終了いたします。皆様方のご協力をいただきまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第1回障害者部会を閉会といたします。

それでは、事務局のほうにお返しします。

○湯川保健福祉総務課長補佐　長時間ご審議いただき、まことにありがとうございます。

ここで、事務局より、何点か、報告事項等がございます。

まず1点目でございますが、先程説明でも触れさせていただきましたが、第3回会議の日程でございますが、事務局といたしましては、12月21日(火)、22日(水)、24日(金)、27日(月)のうちのいずれか1日の中から決定したいと考えておるのですが、本日、できましたら、この場で調整させていただきたいと思うのですが、委員の皆様方、ご意見等をお聞かせください。

(次回開催日 日程調整)

○湯川保健福祉総務課長補佐　それでは、第3回の開催日は、12月21日(火)ということで、よろしく願いいたしたいと存じます。

開催日が近づきましたら、事務局より再度、ご案内のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○鎗田保健福祉課長　それでは、13時から17時まで押さえといていただいでよろしいでしょうか。また詳しくは、応募者の数にもよりますでしょうし、早目にご連絡させていただきます。

○湯川保健福祉総務課長補佐　それでは、2点目といたしまして、先程申し上げましたように、第2回の会議でございますけれども、11月12日(金)を予定しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

そして、3点目でございますが、本日の資料でございますが、先程のご説明どおり、資料5-1から資料5-6までは、この後、事務局で回収させていただきますので、そのまま机の上に置いておいてください。

なお、これらの資料につきましては、後日、確定版を事務局より送付させていただきます。

4点目は、情報の公開についてでございますが、本日の会議結果につきまして、皆様のもとに、情報提供の相談や情報公開の請求等がございましたら、一旦、保健福祉総務課のほうまでご連絡いただくよう、お願いいたします。

最後に、本日の会議の議事録につきましては、後日、事務局より発言内容等の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録案ができ次第、事務局よりご連絡を申し上げますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。長時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございます。